

**六実こども館事業  
委託運営事業者の公募にかかる仕様書**

**1 件名**

六実こども館事業業務委託

**2 目的**

- (1) 学校や家庭とは異なる、だれでも利用できる安全安心な第三の居場所を提供し、そこに子どもの悩みや課題に寄り添うスタッフを配置することで、子ども達の孤立化を防ぎ、子どもがのびのびと、自由に、自信をもって生きられるようにする。
- (2) 地域の相互援助活動を確立し、地域で子ども達の育ちを見守っていけるようにする。
- (3) 支援を必要とする子ども達を把握し、必要に応じて専門機関への支援につなぐ。

**3 委託期間**

令和元年7月中旬予定から令和2年3月末日まで

**4 実施場所**

松戸市六高台三丁目71番地 六実市民センター内

**5 事業内容**

- (1) 子どもが安全に、かつ安心して過ごすことのできる場の提供
- (2) 子どもの自主的な遊び、スポーツ等の機会の提供
- (3) 子どもが楽しめるイベントの開催
- (4) 子どもと地域の人との交流の場の提供
- (5) その他必要な事業

**6 実施方法**

(1) 開館日時

ア 月曜、水曜 午後2時30分から地域防災無線放送時間まで(約50日)。

イ 土曜、日曜、祝日 午前10時30分から地域防災無線放送時間まで(約100日)。

※学校の長期休業中(夏季休業日、冬季休業日及び学年末休業日)は、平日も午前10時30分から地域防災無線放送時間までとする。

※年末年始(12月29日から1月3日)を除く。

※地域防災無線(よい子の放送)放送予定時間

| 期 間         | 放送時間    |
|-------------|---------|
| 2月1日～4月30日  | 午後5時    |
| 5月1日～8月31日  | 午後5時30分 |
| 9月1日～10月31日 | 午後5時    |
| 11月1日～1月31日 | 午後4時30分 |

- ウ 開館時間の前後 30 分間を事業の準備時間とする。
- エ 業務の目標達成のために必要と認められる場合は、本市及び受託者との協議により、開館曜日が変更になる場合がある。なお、検診等で会場が使用できない場合は、予め市民への周知を徹底すること。
- (2) 対象
  - 六実こども館事業の対象者は、主に小学生とする。
- (3) 職員体制及び配置
  - ア 業務管理責任者を 1 名定め、現場最高責任者としてスタッフの指導・監督、事業運営の進行管理を行うこと（下記イに定める現場スタッフとの兼任可）。
  - イ 常時スタッフ2名以上を配置する。
  - ウ スタッフ2名のうち1名は、児童福祉法に基づく児童厚生員、保育士、教育職員免許法に基づく教員免許を有する者、児童福祉施設等で3年以上の実務経験を有する者のいずれかに該当する者を配置すること。
- (4) 保険の加入・事故対応について
  - 加入利用者等の傷害保険、損害賠償保険に加入すること。事故が発生した場合は、速やかに報告し、請求の手続きをとり行う。
- (5) 実績報告について
  - 毎月の利用状況について、毎月の利用についての事業報告を事業報告書により報告する。年度末には、事業報告書並びに事業完了届けを提出する。実績報告に必要な情報については、受付時等に利用者に確認すること。
- (6) 職員名簿について
  - 業務の実施にあたり、指定する様式にて職員名簿を提出する。
- (7) 施設のおたより作成について
  - 利用者向けに施設の概要や開設予定が把握できるちらしを作成・配付をすること（3ヶ月に1回以上は作成・配付のこと）。
- (8) 通信手段について
  - 六実こども館への問い合わせや関係機関との連絡のため、事業実施場所に携帯電話等の通信手段を用意すること。

## 7 見積もりについて

見積もりは下記項目を参考にして作成すること。

|       |                         |
|-------|-------------------------|
| 人件費   | 現場スタッフのもの(交通費含む)        |
| 事業費   | イベント等にかかる費用             |
| 研修費   | 職員研修等にかかる費用             |
| 備品費   | 遊具等の購入にかかる費用            |
| その他   | 雑費として、通信費、消耗品費、印刷費、保険料等 |
| 事務手数料 | 全事業費の5%以内               |

## 8 契約について

### (1) 見積書の提出

優先交渉権者は、交渉後に交渉内容を反映した見積書を改めて、提出すること。

### (2) 契約書の作成

ア 契約書を作成する際に、受託者は契約書に記名押印し、取り交わしを行うこと。

イ 本契約は契約の当事者双方が契約書に記名押印しなければ、確定しない。

### (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上とする。ただし、松戸市財務規則第143条第3項のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部または一部の納付を免除することができる。

### (4) 契約代金の支払い

原則として、年2回の完了払いとする。なお、支払期間は下記のとおりとする。

ア 契約日から令和元年9月末日まで

イ 令和元年10月から令和2年3月末日まで

## 9 その他

(1) 仕様書等に記載のない事項については、本市と協議のうえ決定するものとする。

(2) 業務の目的達成のために必要と認められる場合は、本市及び受託者との協議により仕様が変更になる場合がある。